

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和 7 年 2 月 5 日（諮問第142号）

答申日：令和 7 年 9 月 2 日（答申第117号）

事件名：「住民基本台帳システム及び戸籍システムの検索ログ」に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

豊橋市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、審査請求人に係る住民基本台帳システムの検索等の処理を行った職員のうちの一部の者の職員番号を不開示とした保有個人情報一部開示決定は、妥当である。

第 2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和 5 年 9 月 8 日付け保有個人情報開示請求書で、保有個人情報の開示請求を行った。保有個人情報開示請求書の「開示を請求する保有個人情報」欄には、「市民課職員が請求者本人の情報を検索した履歴（ただし令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 8 月 24 日まで）」と記載されている。
- 2 処分庁は、令和 5 年 9 月 22 日付け保有個人情報一部開示決定通知書で、保有個人情報一部開示決定を行い、保有個人情報開示請求書に記載された期間の、審査請求人に係る住民基本台帳システム検索ログ及び戸籍システム検索ログを一部開示した。その後、処分庁は、開示すべき検索ログにつき、一部脱漏があることを認識したため、この処分を職権で取り消し、令和 6 年 10 月 17 日付け保有個人情報一部開示決定通知書（6 豊市民第 355 号）で、改めて保有個人情報一部開示決定（処分①）を行った。
- 3 審査請求人は、令和 6 年 11 月 18 日に、処分①の取消しを求めて審査請求を行

った。しかし、審査請求書に添付されている資料では、審査請求人は、処分①とは別の処分（処分②：令和6年10月17日付け保有個人情報一部開示決定通知書（6豊市民第294-2号）で行われた保有個人情報一部開示決定）の取消しを求めている。そこで、処分庁が、弁明書において、いずれの処分を審査の対象とするかを確認したところ、審査請求人は、反論書において、処分②を対象とする旨の回答を行った。処分②に係る保有個人情報開示請求と処分①に係る保有個人情報開示請求は、請求対象となる保有個人情報は同じであり、対象となる期間が異なるだけであった。そのため、本審査会は、処分②を対象に審理及び答申を行うこととした。

- 4 開示の対象となる保有個人情報は、審査請求人に係る住民基本台帳システムの検索ログ及び戸籍システムの検索ログで、処分庁の説明によれば、住民基本台帳や戸籍の異動があった際に、その都度記録されるとのことである。別表記載のとおり、検索等の処理を行った職員のうちの一部の者の職員番号や、端末ID、IPアドレス、プログラムID等のシステムに関する情報が不開示とされた（以下、不開示とされた職員番号を「不開示職員番号」という。）。
- 5 審査請求人は、審査請求書及び反論書並びに口頭による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）の手續において、住民基本台帳システムの検索ログに記載されている不開示職員番号以外の情報については、審査を求めるものではない旨を主張した。そのため、本審査会は、不開示職員番号についてのみ、審査を行うこととした。
- 6 審査請求人は、口頭意見陳述の手續において、市民課に所属する特定の職員が審査請求人に係る住民基本台帳システムを検索したという事実を明らかにすることが、本審査請求の目的である旨を主張した。そこで、本審査会が職権で確認したところ、不開示職員番号は、いずれも市民課以外の部署に所属する職員の職員番号であった。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和6年11月18日付けで提出した審査請求書、令和7年1月30日付けで提出した反論書及び令和7年7月9日付けで提出した意見書の内容並びに令和7年7月30日の本審査会における口頭意見陳述によると、審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく保有個人情報開示請求に対し、処分庁は、令和6年10月17日付け6豊市民第294-2号で保有個人情報一部開示決定（処分②）を行った。しかし、不開示職員番号は、法が定める不開示情報に該当しないため、処分②は取り消されるべきである。

2 審査請求の理由

- (1) 処分庁は、不開示職員番号を開示しなかった理由として、法第78条第1項第7号が規定する不開示情報に該当することを挙げる。しかし、同号の「支障を及ぼすおそれ」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要である。
- (2) 豊橋市では、全ての職員の職員番号は公表されており、人事異動についても新聞等で公表されている。そのため、不開示職員番号を開示することで職務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについて説明されているとはいえない。したがって、処分②は違法である。

第4 処分庁の説明の要旨

1 不開示理由該当性について

- (1) 豊橋市において、住民基本台帳システムの検索等の処理を行うのは、証明書発行業務や住民異動届出業務等を取り扱う市民課である。しかし、市民課以外にも、租税賦課業務等を取り扱う税務部署や、感染症予防事務を取り扱

う保健福祉部署等、様々な部署が住民基本台帳システムの検索等の処理を行う場合がある。

- (2) 不開示職員番号が開示請求者が開示されることで、住民基本台帳システムの検索等の処理を行った部署が特定され、調査や審査を含む行政事務の遂行に影響が及んだり、緊急性が高い業務に遅滞が生じたりする等、適正な業務遂行が困難となるおそれがある。したがって、不開示職員番号は、法第78条第1項第7号が規定する不開示情報に該当するから、不開示としても違法とはいえない。

2 結論

以上のとおり、処分②において不開示とした部分は、法第78条第1項第7号が規定する不開示情報に該当するため、処分②は適法に行われた。したがって、処分②を維持することが妥当である。

第5 調査審議の経過

本審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年2月5日 諮問書の受付
- ② 同日 審査庁から諮問書の添付文書を収受
- ③ 令和7年7月30日 審議
- ④ 同日 口頭意見陳述の実施

第6 審査会の判断の理由

1 法第78条第1項第7号の解釈について

- (1) 法第78条第1項第7号は、地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについては、不開示情報とする旨を規定する。

- (2) しかし、法第78条第1項は、行政機関の長等は、不開示情報が含まれている場合を除いて、保有個人情報を開示しなければならない旨を規定するから、不開示とされるものはできる限り限定的にとらえる必要がある。そのため、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、行政機関の長等に広範な裁量を与える趣旨ではなく、事務又は事業に関する情報を開示することによって生じる利益と支障とを利益衡量し、開示することによって生じる利益を考慮してもなお看過し得ない程度の支障が生じることが実質的、具体的にみて相当の蓋然性をもって予測される場合をいうと解される。

2 不開示職員番号についての判断の適法性

(1) 法第78条第1項第7号の該当性

ア 処分庁の説明によると、豊橋市においては、市民課だけではなく、様々な部署が住民基本台帳システムを検索する場合があります、どの部署が、いつ検索するかについては公表されていないことから、不開示職員番号が開示されると、検索等の処理を行った職員の氏名や所属部署が明らかになり、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるということであった。そこで、本審査会が職権で確認したところ、不開示職員番号は、いずれも市民課以外の部署に所属する職員の職員番号であった。

イ 地方公共団体は幅広い行政事務を取り扱っており、対象者に明らかにすることなく調査を行う必要がある事務や速やかに取り扱う必要がある事務等、密行性や迅速性が求められる事務も存在する。本審査会は、不開示職員番号に係る職員が所属する部署が取り扱う事務は、密行性や迅速性が求められるものであることを確認した。

ウ そのため、不開示職員番号を開示することによって審査請求人が主張するような利益が生じるとしても、密行性や迅速性が損なわれることで、この利益を大きく上回り、本件においては、看過することができない程度の支障が生じることから、不開示職員番号を開示することにより、「適正な遂

行に支障を及ぼすおそれ」があると認められる。

エ したがって、不開示職員番号は、法第78条第1項第7号が規定する不開示情報に該当するから、処分庁が不開示とした判断は、妥当である。

(2) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、同号の「支障を及ぼすおそれ」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要とされるのであり、不開示職員番号を開示することで職務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて十分に説明されていない旨を主張する。しかし、住民基本台帳システムを検索した部署や事務の内容が明らかになるだけで、地方公共団体が取り扱う事務の密行性や迅速性が満たされなくなる場合があり、そのような場合には、処分庁は、どのような業務に関して住民基本台帳システムを検索したかを具体的に説明することができないから、「職務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」について抽象的に説明せざるを得ない。

本審査会が職権で確認したところ、本件に係る事務は、その内容を明らかにすることはできないものの、住民基本台帳システムを検索した部署の名称や事務の内容が明らかになるだけで、必要とされる密行性や迅速性が満たされなくなる場合に該当すると認められた。そのため、審査請求人の主張は、本件では当てはまらない。

イ また、審査請求人は、全職員の職員番号が公開されていることから、不開示とする判断は違法である旨を主張する。法第78条第1項第2号及び同号イは、開示請求者以外の個人に関する情報であって、その記述により特定の個人を識別することができるものは不開示情報に該当するが、当該情報が慣行として開示請求者が知ることができる情報である場合には、不開示情報から除外される旨規定する。審査請求人の主張は、この規定を念頭に置いたものと考えられる。

本件では、処分庁は、不開示職員番号以外の職員番号は開示している。

職員番号は職員を特定することができる情報であるため、法第78条第1項第2号の不開示情報に該当し得るが、豊橋市では職員番号を記載した職員名簿を公表していることから、同号イに該当するものとして、開示したと考えられる。しかし、不開示職員番号については、法第78条第1項第2号ではなく、開示すると事務又は事業の適正な遂行に支障があることを理由に、同項第7号に該当するとして、不開示とされた。そのため、「慣行として開示請求者が知ることができる」といえるか、すなわち、職員番号が公表されているかは、不開示職員番号に係る判断が適法であるかとは、本件においては関係がない。したがって、審査請求人の主張は、本件では当てはまらない。

3 結論

以上のことから、処分②については、不開示職員番号は法第78条第1項第7号が規定する不開示情報に該当するから、これを不開示とした決定については妥当であると判断した。

(第2部会)

委員（会長職務代理者） 赤本優

委員 河北洋介

委員 菅生剛弘

(別表) 処分②で不開示とされた部分

開示文書	不開示とした部分
住民基本台帳システム検索ログ	端末 I D－クライアント
	I P アドレス－クライアント
	プログラム I D
	職員コード
戸籍システム検索ログ	ファイルアドレスの上位部分
	端末 I D－クライアント
	I P アドレスサーバ
	プログラム I D
	ファイルアドレスの末尾部分
	(審査請求人以外の者の) カナ氏名
	(審査請求人以外の者の) 氏名
	(審査請求人以外の者の) 生年月日
	(審査請求人以外の者の) 本籍